

広島県告示第三百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林を指定する。

平成二十八年五月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

江田島市沖美町是長字祖一〇二五〇、一〇二五一の一、一〇二五一の二、一〇二五二一、一〇三三二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び呉市役所に備えて置いて縦覧に供する。）